

# 自動車税の税制改正に伴う 納税証明書の 取扱い



## ●税制改正の概要

### 改正前

県域を越える自動車の転出入に伴い自動車の所有者やナンバーを変更した場合、転入した都道府県からは自動車税が月割で課税され、転出した都道府県からは自動車税が月割で還付されます。

**改正**  
平成18年4月1日

### 改正後

県域を越える自動車の転出入があった場合は、県内移転と同様に、その年度の4月1日現在の所有者に1年分が課税されることになるため、自動車税の月割計算による還付や新たな課税は行われません。転入した都道府県からは、翌年度分から自動車税が課税されます。

※自動車の抹消登録による還付や、新規登録による課税については、改正後も月割計算がされます。

車検のときには納税証明書が必要です。  
大切に保管してください。

## ●車検用の納税証明書の取扱い

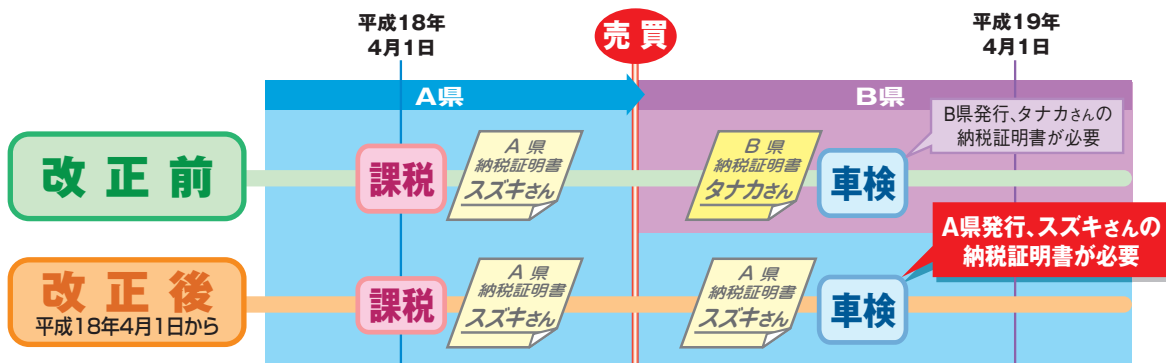
売買や引越しによって他都道府県ナンバーに変更されたのち、次年度分の自動車税の納期限までの間に車検を受ける場合は、転出前の都道府県が発行した車検用の納税証明書(所有者変更の場合は前所有者の納税証明書)が必要となります。

事例  
1

### 売買の場合

A県のスズキさんからB県のタナカさんに自動車売買され、B県でタナカさんが車検を受ける場合。

税制改正後は、A県発行のスズキさんの納税証明書が必要です。



事例  
2

### 引越しの場合

A県のスズキさんがB県に転居してB県のナンバーに変更後、B県で車検を受ける場合。

税制改正後は、転出前のA県発行の納税証明書が必要です。